

四国治水期成同盟連合会規約

(目的)

第 1 条 本会は、四国の直轄河川流域における産業の発展、生活水準の向上に寄与するため、治水事業の早期完成を推進し、併せて各河川改修期成同盟会の目的達成のため相互連絡並びに相互協力を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、四国治水期成同盟連合会と称し、事務局を会長の所属する市町村内に置く。

(組織)

第 3 条 本会は、四国管内直轄河川期成同盟会を単位とした連合体を以て組織する。

(役員)

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 監事 2 名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 幹事長 1 名
- (6) 幹事 若干名

(会議)

第 5 条 本会の会議は通常総会、臨時総会及び幹事会とする。

(会議の召集)

第 6 条 通常総会は毎年 1 回、会長が召集してこれを開催する。

(総会決定事項)

第 7 条 総会において決定すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 第 4 条の規定による役員(幹事長・幹事を除く)の選任及び顧問の推薦
- (2) 会の運営方針の決定
- (3) 会則の制定及び変更
- (4) 予算の議決及び決算の承認
- (5) その他目的達成上必要と認める事項

(幹事会)

第 8 条 幹事長及び幹事は会長が選任し、幹事会を構成する。

- 2 幹事会は会務の執行に関する事項について評議するものとする。

(役員の職務)

第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は本会の業務並びに経理状況を監査し、必要あるときは意見を述べなければならない。

4 顧問は会長の諮問に応ずる他、会議に出席して意見を述べるができる。

5 本会の会計事務は幹事長が行う。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(経費)

第 11 条 本会の経費は会費及び寄付金による。

2 会費のうち総予算額の 5 割を平均割、5 割を当該河川の前年度の事業費により按分した額とする。

(会計年度)

第 12 条 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 13 条 本規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和 42 年 11 月 25 日から実施する。

2 今回の発足と同時に選任された役員の任期は次期総会までとする。

附 則(昭和 45 年 5 月 8 日)

1 第 10 条の役員の任期については、昭和 45 年度総会で選任された役員から適用する。

2 第 11 条については、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 6 月 8 日)

1 第 4 条については、昭和 51 年 6 月 8 日から適用する。

附 則(平成 12 年 6 月 29 日)

1 第 2 条の事務局については、平成 12 年 6 月 29 日から適用する。